

(5) 生産基盤と生活環境の総合整備

基盤整備係(一覧に戻る)

補助事業名	中山間地域農業農村総合整備事業
事業主体	県 営 ・ 団 体 営 (市 町 村)
事業内容	中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村振興環境等の整備を総合的に行うことで、高収益作物の導入拡大、農産物の高付加価値化による農業者の所得確保を図るとともに土地基盤の再編や整序化、地域の活性化による就業機会の創出などを図る。 1. 中山間地域総合整備事業 (1)農業生産基盤整備事業 ア)農業用排水施設整備事業 イ)農道整備事業 ウ)ほ場整備事業 エ)農用地開発事業 オ)農地防災事業 カ)客土事業 キ)暗渠排水事業 ク)農用地の改良又は保全事業 ケ)土地基盤の再編・整序化事業 (2)農村振興環境整備事業 ア)農業集落道整備事業 イ)営農飲雑用水施設整備事業 ウ)農業集落防災安全施設整備事業 エ)用地整備事業 オ)生産・販売・交流・農泊等施設整備事業 カ)情報基盤施設整備事業 キ)農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業 ク)農村資源利活用推進施設整備事業 ケ)交換分合事業 2. 実施計画等策定事業 中山間地域総合整備事業に必要な実施計画や換地計画策定のための調査、調整等を行う事業
要件	1. 中山間地域総合整備事業(①②③いずれかに該当する事業を行うもの) ①農業生産基盤整備事業と、農村振興環境整備事業を一体的に行い、その受益面積の合計が概ね 10ha 以上 ②農業生産基盤整備事業のみを行うものであり、農業生産基盤整備事業ア)～ク)を 2 種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね 10ha 以上 ③農業生産基盤整備事業と農村振興環境整備事業オ)又はキ)と一体的に行い、その受益面積の合計が概ね 5ha 以上 上記①、②、③の事業に加え土地基盤の再編・整序化事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できる見通しのあること。 ➤ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。 (1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)指定棚田地域 (7)(1)～(6)に準ずる地域であって地方農政局長が特に必要と認める地域 ➤ 中山間地域農業農村総合整備計画が策定されていること。 ➤ 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画に即した内容となった「生産基盤保全・再編整備計画」が市町村により作成され、都道府県知事に承認されていること。 ➤ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。 ➤ 事業実施区域が次の要件を満たした地域であること。 1)地域の特色を活かした農産物の生産拡大、加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で以下のいずれかを満たすもの。 ①販売額の増加 ②営農コストの削減 ③集出荷・加工コストの削減 2)地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域で以下のいずれかを満たす地域 ①耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む ②水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む ➤ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであつて、キ)農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。 ➤ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)ただし、小規模な用水システムを導入する場合は、末端受益2戸以上 ➤ 農村振興環境整備事業の対象施設等の附帯施設として温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車のうち低額なもの、フォークリフト、チェンソー、汎用性のある備品等は対象外。 ➤ 施設の延べ床面積の合計が 1,500m² を超える施設の整備は対象外。ただし、既存施設を活用する場合は1,500m² 分までを対象とする。 ➤ 施設の上限事業費は延べ床面積 1m² 当たり 29 万円以内で、これを超える部分は補助対象外。ただし、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備のうち低コスト耐候性ハウスは、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)の交付対象条件事業費の基準による。 ➤ 農村振興環境整備事業オ)キ)の受益者数は、一つの個所又は一つの施設の個々の施設について、それぞれ農業者が3名以上。 2. 実施計画等策定事業 ➤ 農業生産基盤整備事業ア)～ケ)についての事業計画及び整備計画の策定に必要な調査及び検討を行うもの。 ➤ 経営体育成促進換地等調整は、ほ場整備実施区域であり実施内容は、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」の4による。

実 施 要 綱	中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱			
実 施 要 領	中山間地域農業農村総合整備事業要領 中山間地域農業農村総合整備事業実施要領 別紙(中山間地域総合整備事業及び実施計画等策定事業に係る運用)			
交 付 要 綱	土地改良事業関係補助金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
	農村生活環境整備事業のウ)の事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
	農村生活環境整備事業のウ)の事業以外			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
適 用	・鳥獣害侵入防止施設の整備については、(ウ)農用地の改良又は保全事業で実施する。 なお、防護柵は金属製支柱等と金網による固定式で、15 年以上の耐用年数を有し、地域の共同体により維持管理されるものとする。 ・農山漁村地域整備交付金からの移行地区については同交付金の交付率による。			

農山漁村 交付金事業名	農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)
事業主体	県 営
事業内容	中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行うことで、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土・環境の保全等に資する。 1. 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 2. 農村生活環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)営農飲雑用水施設整備事業 (3)農業集落排水施設整備事業 (4)農業集落防災安全施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)活性化施設整備事業 (7)集落環境管理施設整備事業 (8)交流施設基盤整備事業 (9)情報基盤施設整備事業 (10)市民農園等整備事業 (11)生態系保全施設等整備事業 (12)地域資源利活用施設整備事業 (13)施設補強整備事業 (14)施設環境整備事業 (15)歴史的土壌改良施設保全整備事業 (16)施設集約整備事業 (17)交換分合事業 (18)集落土地基盤整備事業 3. 保安全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業 4. 農業生産基盤整備附帯事業 埋蔵文化財調査業務 5. 特認事業(地方農政局長が特に必要と認めるもの)
要件	1. 広域連携型事業……市町村全域から複数市町村等広域にまたがる地域を対象とする事業 ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね60ha以上 ●農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2以上の事業を行うものにあつては、中山間地域広域連携整備促進計画若しくは中山間・都市ふれあいの郷づくり連携促進計画に位置付けられていること 2. 集落型事業……一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象とする事業 (一般型事業)……農業生産基盤と農村生活環境整備又はこれらと併せて保安全管理等の一体的整備を実施 ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業又はこれらと併せて保安全管理等事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業(1)～(8)を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね60ha以上 保安全管理等事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できること。 (生産基盤型事業)……農業生産基盤整備のみを実施 ●農業生産基盤整備事業のうちほ場整備事業を実施し、その受益面積の合計が概ね20ha以上 ●ほ場整備事業と農業生産基盤整備事業のその他の事業を併せて実施し、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が概ね10ha以上、かつ事業全体の受益面積の合計が20ha以上 (生活環境型事業)……農村生活環境整備等のみを実施 ●農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2以上の事業を行う ➤ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。 (1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)指定棚田地域 (7)(1)～(6)に準ずる地域であつて地方農政局長が特に必要と認める地域 ➤ 生産基盤型事業にあつては、活性化構想が策定されていること。 ➤ 広域連携型事業、一般型事業、生活環境型事業にあつては、農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が策定されていること。 ➤ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。 ➤ 農業用ため池を対象とした事業を行う場合は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に規定する農業用ため池の届出又はデータベースへの記録がなされているため池であることを実施主体は確認すること。 ➤ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであつて、(16)施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。 ➤ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)ただし、小規模な用水システムを導入する場合は、末端受益の2戸以上(農業農村整備事業等の農林水産省所管事業により造成された営農飲雑用水施設に限る)

実 施 要 綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実 施 要 領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-1（農村整備に係る運用）、別紙 4-2（農村整備に係る取扱い）			
交 付 要 綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業			
	内 地	55	30	15
	離 島	60	30	10
	農村生活環境整備事業の(1)～(5),(9)～(11)の事業			
	内 地	55	20	25
	離 島	60	20	20
	" の(6)の事業及び特認事業			
	内 地	55	0	45
	離 島	60	0	40
	" の(7),(8),(13)～(18)の事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
	" の(12)の事業			
	内 地	55	30	15
	離 島	60	30	10
適 用	・鳥獣害侵入防止施設の整備については、(8)農用地の改良又は保全事業で実施する。 なお、防護柵は金属製支柱等と金網による固定式で、15 年以上の耐用年数を有し、地域の共同体により維持管理されるものとする。			

農 山 漁 村 交付金事業名	農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型)
事 業 主 体	団 体 営 (市 町 村 営 に 限 る)
事 業 内 容	中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行うことで、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土・環境の保全等に資する。 1. 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 2. 農村生活環境整備事業 (1)農業集落道整備事業 (2)営農飲雑用水施設整備事業 (3)農業集落排水施設整備事業 (4)農業集落防災安全施設整備事業 (5)用地整備事業 (6)活性化施設整備事業 (7)集落環境管理施設整備事業 (8)交流施設基盤整備事業 (9)情報基盤施設整備事業 (10)市民農園等整備事業 (11)生態系保全施設等整備事業 (12)地域資源利活用施設整備事業 (13)施設補強整備事業 (14)施設環境整備事業 (15)歴史的土壌改良施設保全整備事業 (16)施設集約整備事業 (17)交換分合事業 (18)集落土地基盤整備事業 3. 保安全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業 4. 農業生産基盤整備附帯事業 埋蔵文化財調査業務 5. 特認事業(地方農政局長が特に必要と認めるもの)
要 件	1. 集落型事業…………一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象とする事業 (一般型事業)…………農業生産基盤と農村生活環境整備又はこれらと併せて保安全管理等の一体的整備を実施 ●農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業又はこれらと併せて保安全管理等事業を一体的に行い、かつ農業生産基盤整備事業(1)～(8)を2種類以上実施し、その受益面積の合計が概ね20ha以上 (生産基盤型事業)…農業生産基盤整備のみを実施 ●農業生産基盤整備事業のうちほ場整備事業を実施し、その受益面積の合計が概ね10ha以上 ●ほ場整備事業と農業生産基盤整備事業のその他の事業を併せて実施し、ほ場整備事業に係る受益面積の合計が概ね10ha以上、かつ事業全体の受益面積の合計が10ha以上 保安全管理等事業を実施する場合には、事業計画区域の農地面積に対して、本事業により農業生産基盤の整備を実施することによって生産性の向上を図る農地の区域の農地面積の割合が概ね7割程度は確保できること。 (生活環境型事業)……農村生活環境整備等のみを実施 ●農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2以上の事業を行う ➤ 次に掲げるいずれかの地域に該当する市町村又はその地域を含む市町村であること。 (1)過疎地域 (2)振興山村地域 (3)離島振興対策実施地域 (4)半島振興対策実施地域 (5)特定農山村地域 (6)指定棚田地域 (7)(1)～(6)に準ずる地域であって地方農政局長が特に必要と認める地域 ➤ 生産基盤型事業にあつては、活性化構想が策定されていること。 ➤ 広域連携型事業、一般型事業、生活環境型事業にあつては、農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が策定されていること。 ➤ 農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては、林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占めていること。 ➤ 農業用ため池を対象とした事業を行う場合は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に規定する農業用ため池の届出又はデータベースへの記録がなされているため池であること。 ➤ 農道整備事業における農道橋等の保全対策については、農業農村施設の再編に必要なものであって、(16)施設集約整備事業と併せて実施する場合のみ実施できる。 ➤ 営農飲雑用水施設整備事業にあつては受益戸数概ね10戸以上(末端受益2戸以上)

実 施 要 綱	農山漁村地域整備交付金実施要綱			
実 施 要 領	農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 4-1（農村整備に係る運用）、別紙 4-2（農村整備に係る取扱い）			
交 付 要 綱	農山漁村地域整備交付金交付要綱			
交 付 率	区 分	国	県	その他
	農業生産基盤整備事業			
	内 地	55	15	30
	離 島	60	15	25
	農村生活環境整備事業の(1)～(5)の事業			
	内 地	55	5	40
	離 島	60	5	35
	〃 の(6)及び特認事業			
	内 地	55	0	45
	離 島	60	0	40
	農村生活環境整備事業の(7)～(18)の事業			
	内 地	55	未	未
	離 島	60	未	未
適 用	1－(2)農道整備事業において、補助残(その他)部分に過疎債を充当する場合(充当率100%、算入率70%)は、県の補助率を5%とし、別に年度事業費の3.0%を後年度、農村等整備推進交付金により助成する。			